

岩手県告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成29年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 施行者の名称 大船渡市
- （2） 都市計画事業の種類及び名称 大船渡都市計画都市施設学校事業1号赤崎小学校
- （3） 事業地
  - ア 収用の部分 平成26年岩手県告示第616号及び平成28年岩手県告示第295号の事業地のうち大船渡市赤崎町字山口及び字生形地内において事業地を変更する。
  - イ 使用の部分 なし
- （4） 事業施行期間 平成26年8月28日から平成29年3月31日まで
- 2（1） 施行者の名称 大船渡市
- （2） 都市計画事業の種類及び名称 大船渡都市計画都市施設学校事業2号赤崎中学校
- （3） 事業地
  - ア 収用の部分 平成26年岩手県告示第617号及び平成28年岩手県告示第295号の事業地のうち大船渡市赤崎町字山口地内において事業地を変更する。
  - イ 使用の部分 なし
- （4） 事業施行期間 平成26年8月28日から平成29年3月31日まで